課題１（必須）

現在，「地方創生」が重要な課題となっている。地方経済の活性化など短期的な視点のみならず，人口減少などの長期的な視点から都市や地域の構造を検討することは重要であり，地方の中心都市の在り方なども検討していく必要がある。

これに関連して人口移動の動向を見ると，東京圏（東京，埼玉，千葉及び神奈川の一都三県）への人口流入が続いており，2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は，それを増幅させる可能性が高い。「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）」では，「地方への移住の希望に応え，地方への新しいひとの流れをつくる」ことを取り組むべきこととしているが，東京が日本経済を牽引しているという見方もある。

また，人口減少と並行して高齢化が進むことが想定され，東京などの都市部において，これに伴う問題への対応が求められることとなる。

以上の記述及び下記の資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① 東京一極集中のメリットとデメリットを整理した上で，人口減少時代の国土構造について，あなたの考えを述べなさい。

② 今後は東京から地方への移住を促すべきかどうか，もし促す必要があるとすれば国はどのような政策を進めるべきか，論じなさい。

③ 人口減少に並行して進む高齢化に伴い都市部で起きる問題について，対応策を示しなさい。

資料１　「まち・ひと・しごと」長期ビジョン

人口問題に対する基本認識　「人口減少時代」の到来

今後の基本的視点

○３つの基本的視点　①「東京一極集中」の是正　②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現　③地域の特性に即した地域課題の解決
○国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要

目指すべき将来の方向　将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

○若い世代の希望が実現すると，出生率は1.8程度に向上する。
○人口減少に歯止めがかかると，2060年に１億人程度の人口が確保される。
○人口構造が「若返る時期」を迎える。
○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると，2050年代に実質 GDP成長率は，1.5～2%程度に維持される。

地方創生がもたらす日本社会の姿

◎地方創生が目指す方向

○自らの地域資源を活用した，多様な地域社会の形成を目指す。
○外部との積極的なつながりにより，新たな視点から活性化を図る。
○地方創生が実現すれば，地方が先行して若返る。
○東京圏は，世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は，日本の創生であり，地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし，日本全体を引っ張っていく

出所：まち・ひと・しごと創生本部ホームページ

資料２　近年の都道府県間人口移動の推移

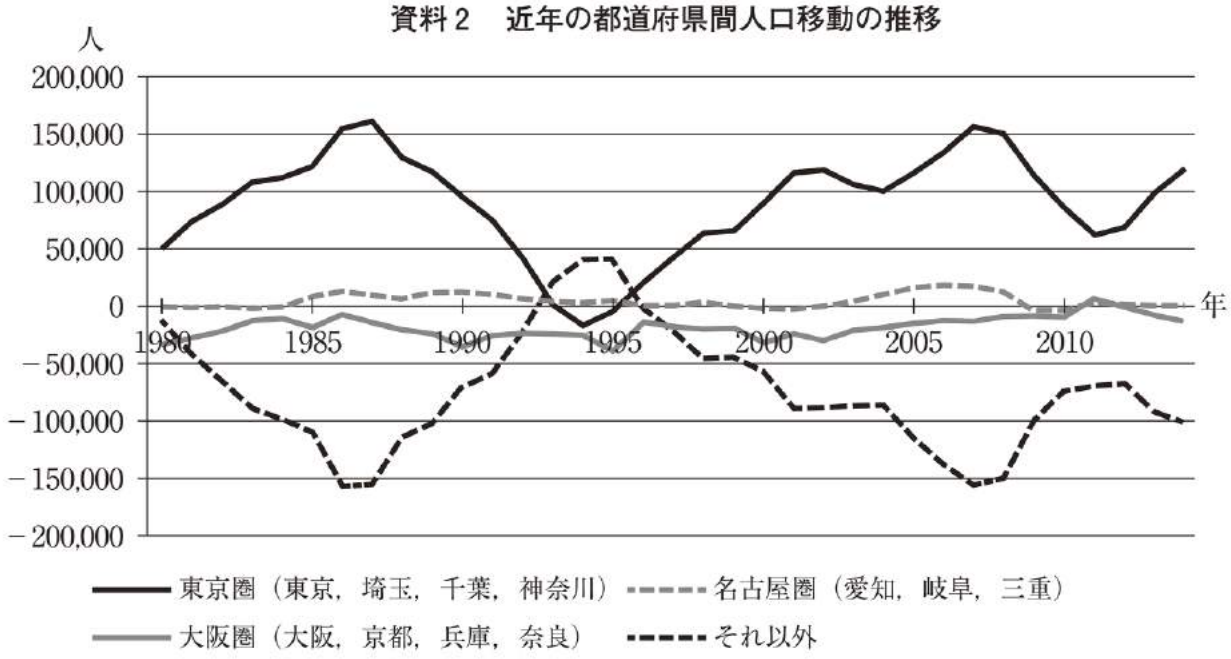

出所：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

資料３　地方への移住の意向

東京在住者の移住希望調査（2014 年 8 月）

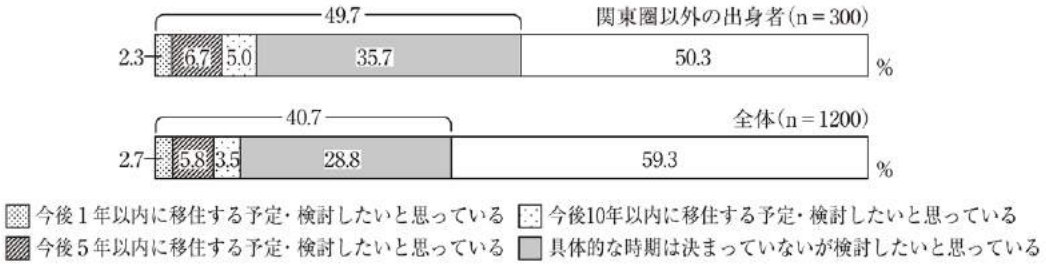

年代別の移住希望者の割合

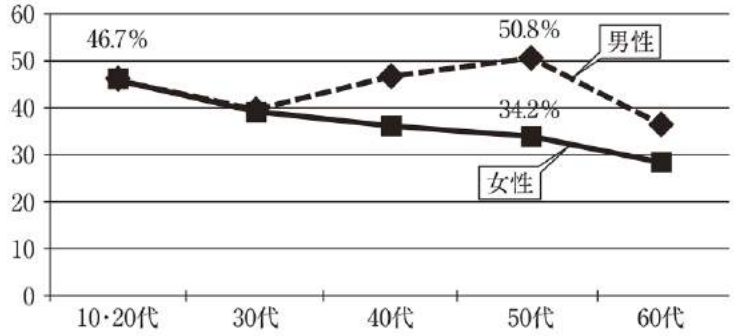

出所：まち・ひと・しごと創生本部ホームページ

資料４－１　東京圏とそれ以外の地域の人口シェア（2010 年）

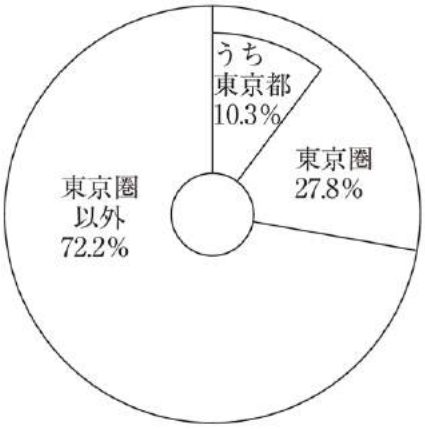

出所：総務省統計局「国勢調査」を基に作成

資料４－２　東京圏とそれ以外の地域の GDP シェア（2011 年）

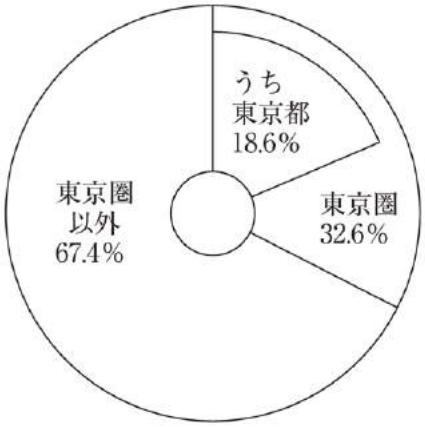

出所：内閣府「県民経済計算」を基に作成

資料４－３　県民１人当たりの個人所得（2010 年度）

（著作権の関係により省略）

資料５－１　高齢者の将来推計人口の指数

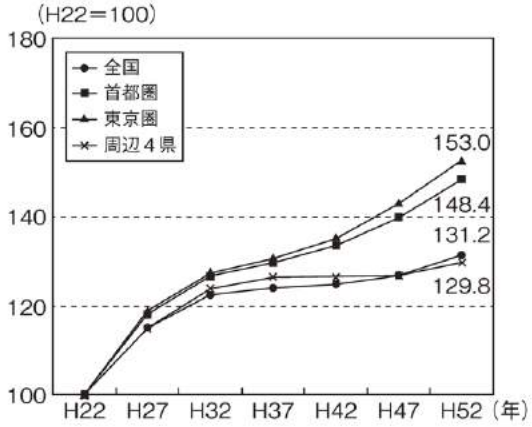

資料５－２　高齢者数の全国シェアの推移

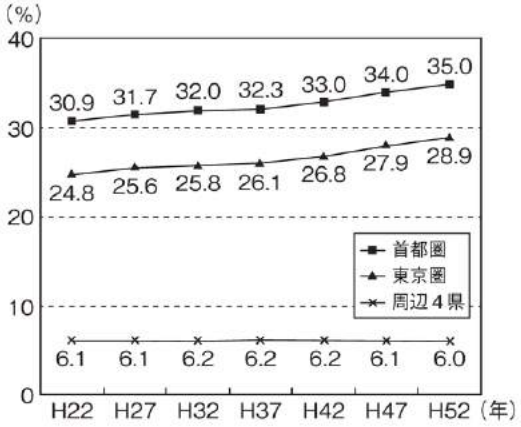

出所：国土交通省『平成 26 年版首都圏白書』を基に作成
注：首都圏は，東京圏に周辺４県（茨城県，栃木県，群馬県，山梨県）を加えたもの

資料５－３　東京都の人口ピラミッド

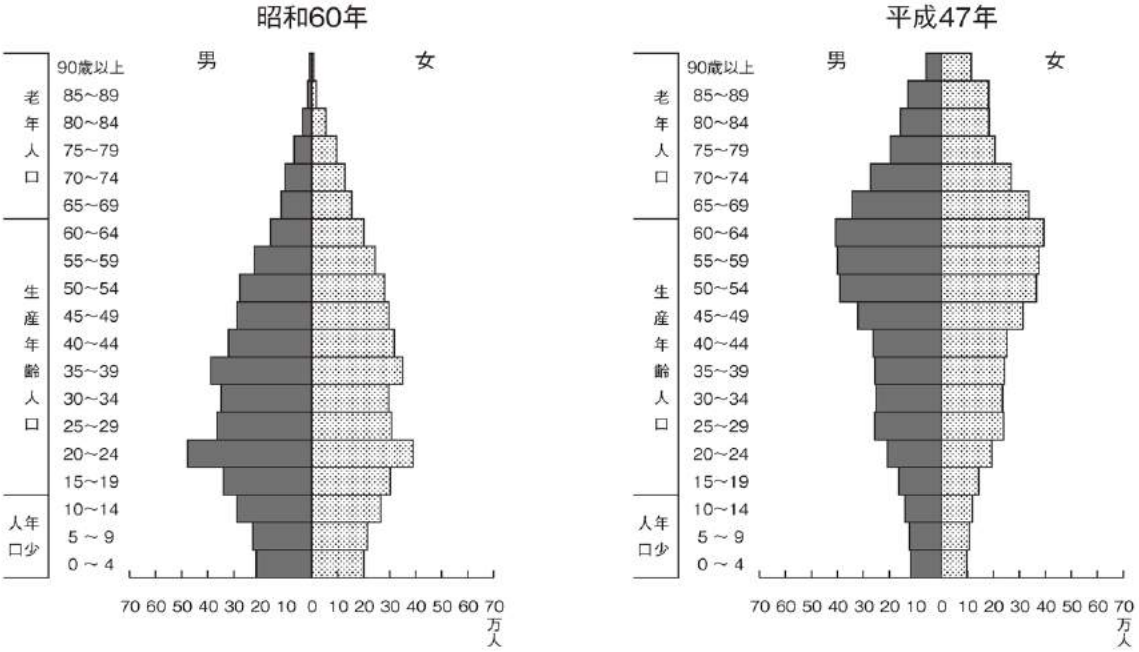

出所：「東京都男女年齢（５歳階級）別人口の予測－概要－　平成 25 年３月」

出題の趣旨（課題１）

本問は，今後の東京と地方の在り方について考えさせる問題である。我が国全体の人口減少や，地方の人口減と東京圏への人口流入といった前提を踏まえつつ，単なる地方活性化策を議論するのではなく，東京圏への集中のメリット・デメリット，地方の中心都市と周辺地域の在り方などを考慮し，日本全体を視野に入れた国土構造について議論を展開することが求められる。さらに，特に都市部で起きる高齢化に伴う問題を推察し，その対応策を提示することが求められる。

本問は，様々な要因を考慮しつつ，地方からの視点ではなく国の視点から，中・長期的な観点で論じさせることで，総合的なものの見方ができる能力を有しているかを見極める狙いがある。

課題２（選択）

近年，婚姻と家族の形態をめぐり，同性カップルに法的地位を付与する法律婚である同性婚や，婚姻に準じた法的地位たるパートナーシップを認める国が増えつつある。中でも欧州連合では，性的指向に基づくいかなる差別をも禁止すると定めた欧州連合基本権憲章が2000年に制定されて以降，同性婚やパートナーシップ制度を導入する国が増加している。

我が国でも性的少数者に対する施策が課題の一つであり，2015年３月17日には「LGBT*に関する課題を考える議員連盟」が超党派で結成されている。また，法務省人権擁護局も「性的指向」（異性愛，同性愛，両性愛）を主な人権課題として取り上げている。

地方レベルでは，大阪市淀川区などが LGBT 支援事業に取り組んでおり，また2015年４月には渋谷区で「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が施行された。

なお，国連自由権規約委員会は，「市民的及び政治的権利に関する国際規約（Ｂ規約）」に基づき，我が国に対して見解を示している。

これら近年の状況について，あなたが政策担当秘書となっている国会議員が，国政課題の一つとして講演することとなった。

あなたが講演資料を作成する立場にあるとして，以上の記述及び下記の資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① 同性婚及びさまざまなパートナーシップ制度について，我が国の現行制度や個人の思想信条との関係で，こういった制度を導入した場合における利点と課題を整理しなさい。

② 性や婚姻の在り方をめぐり多様な意見や価値観があることを踏まえつつ，①で挙げた課題について広く合意形成をするためのアイディアを示しなさい。

*LGBT：レズビアン，ゲイ，バイセクシャル，トランスジェンダー

資料１　日本国憲法（抄）

第24条　婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。

２　（略）

資料２　渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（抄）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴～⑺　（略）

⑻　パートナーシップ　男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう。

第４条　区は，次に掲げる事項が実現し，かつ，維持されるように，性的少数者の人権を尊重する社会を推進する。

⑴　性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし，性的少数者が，個人として尊重されること。

⑵　性的少数者が，社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく，その個性と能力を十分に発揮し，自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

⑶，⑷　（略）

第６条　区民は，男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深め，社会のあらゆる分野の活動において，これを実現するよう努めるものとする。

２　区民は，区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

第８条　何人も，区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

２　何人も，ドメスティック・バイオレンス等及びハラスメントをしてはならない。

３　区，区民及び事業者は，性別による固定的な役割分担の意識を助長し，若しくはこれを是認させる行為又は性的少数者を差別する行為をしてはならない。

第10条　区長は，第４条に規定する理念に基づき，公序良俗に反しない限りにおいて，パートナーシップに関する証明（以下「パートナーシップ証明」という。）をすることができる。

２　区長は，前項のパートナーシップ証明を行う場合は，次の各号に掲げる事項を確認するものとする。ただし，区長が特に理由があると認めるときは，この限りでない。

⑴　当事者双方が，相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第２条第３号に規定する任意後見受任者の一人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し，かつ，登記を行っていること。

⑵　共同生活を営むに当たり，当事者間において，区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。

３　前項に定めるもののほか，パートナーシップ証明の申請手続その他必要な事項は，区規則で定める。

第11条　区民及び事業者は，その社会活動の中で，区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。

２　区内の公共的団体等の事業所及び事務所は，業務の遂行に当たっては，区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し，公平かつ適切な対応をしなければならない。

資料３　市民的及び政治的権利に関する国際規約（Ｂ規約）（抄）

第２条　１　この規約の各締約国は，その領域内にあり，かつ，その管轄の下にあるすべての個人に対し，人種，皮膚の色，性，言語，宗教，政治的意見その他の意見，国民的若しくは社会的出身，財産，出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

２　この規約の各締約国は，立法措置その他の措置がまだとられていない場合には，この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため，自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従つて必要な行動をとることを約束する。

３　この規約の各締約国は，次のことを約束する。

⒜　この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が，公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも，効果的な救済措置を受けることを確保すること。

⒝　救済措置を求める者の権利が権限のある司法上，行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によつて決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。

⒞　救済措置が与えられる場合に権限のある機関によつて執行されることを確保すること。

第26条　すべての者は，法律の前に平等であり，いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため，法律は，あらゆる差別を禁止し及び人種，皮膚の色，性，言語，宗教，政治的意見その他の意見，国民的若しくは社会的出身，財産，出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

資料４　国際連合自由権規約委員会　日本の第６回定期報告に関する最終見解（2014年８月20日）（抄）

性的指向及び性別認識に基づく差別

11. 委員会は，レズビアン，ゲイ，バイセクシャル，トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせ及び非難についての報告，及び自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する（第２条及び第26条）。

　締約国は，性的指向及び性別認識を含む，あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し，差別の被害者に，実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は，レズビアン，ゲイ，バイセクシャル，トランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し，レズビアン，ゲイ，バイセクシャル，トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し，またこうした固定観念，偏見及び嫌がらせを防止するための適切な

措置をとるべきである。締約国はまた，自治体レベルで，公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。

資料５　主なヨーロッパ諸国の同性婚制度等（2013年８月１日現在）

	制度の類型	制定年	適用対象	相続	社会保障	税制上の優遇措置	養子制度	関係の解消方法
オランダ	登録制[1]	1998	同性・異性	あり	あり	あり	あり	パートナー間で決定
	法律婚	2001		あり	あり	あり	あり	裁判所のみ決定
ベルギー	法定同棲	1998	同性・異性	あり	なし	なし	あり	パートナー間で決定
	法律婚	2003		あり	あり	あり	あり	異性婚と同じ
フランス	民事連帯契約（PACS）	1999	同性・異性	あり	あり	あり	なし	同意すれば即時。当事者のいずれかが解消を要求してから３か月後。
	法律婚	2013		あり	あり	あり	あり	異性婚と同じ
フィンランド	登録制	2001	同性のみ	あり	あり	あり	あり[2]	法律婚と同じ
ドイツ	登録制	2001	同性のみ	あり	あり	あり	あり[2]	法律婚と同じ
英国	登録制	2004	同性のみ	あり	あり	あり	あり[3]	法律婚と同じ
スイス	登録制	2004	同性のみ	あり	あり	あり	なし	パートナー間又は裁判で決定
スペイン	法律婚	2005	同性・異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と同じ
ノルウェー	法律婚	2008	同性・異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と同じ
スウェーデン	法律婚	2009	同性・異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と同じ
オーストリア	登録制	2009	同性のみ	あり	あり	あり	なし	一方の死亡又は裁判所の判決
ポルトガル	法律婚	2010	同性のみ	あり	あり	あり	なし[4]	異性婚と同じ
アイスランド	法律婚	2010	同性・異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と同じ
アイルランド	登録制	2010	同性のみ	あり	あり	あり	なし	裁判所の決定
デンマーク	法律婚	2012	同性・異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と同じ

1「登録制」は婚姻に準じた法的地位を認める登録パートナーシップ制度を指す。
2 他方のパートナーの実子との養子縁組のみを認める。
3 北アイルランドを除く。
4 2013年5月17日に共和国議会の本会議で，他方のパートナーの実子又は養子との養子縁組を認める改正法案を可決（施行期日は未定）。

出所：『調査と情報』798号　国立国会図書館調査及び立法考査局

注：この資料が作成された後，英国では，登録パートナーシップ制度に加えて，同性間の法律婚制度が2014年に始まった。

資料６　資料５に挙げられた主な国における人口の自然増加率

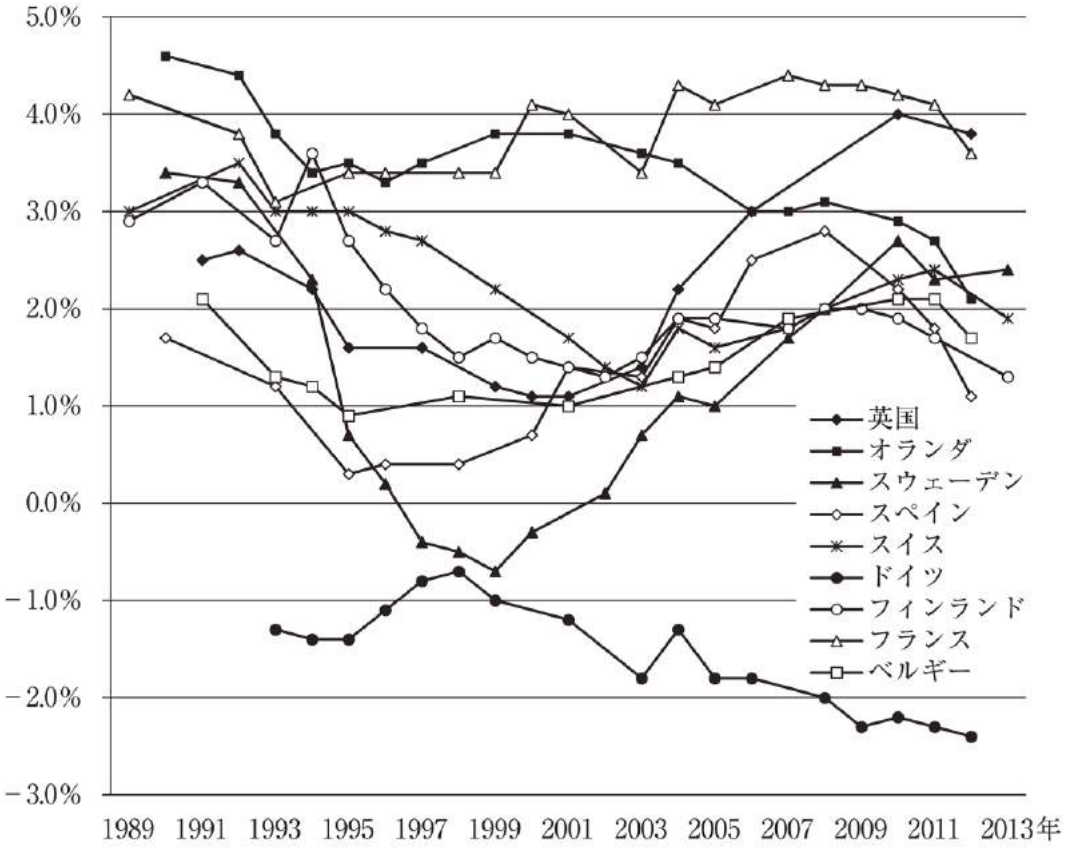

出所：『世界国勢図会』（矢野恒太記念会）の各年版を基に作成

資料７　ソチ五輪「行かない」　欧米首脳で広がる

欧米首脳の間で来年２月に開催するソチ冬季五輪への出席を見送る動きが広がっている。同性愛宣伝規制法を制定したプーチン政権の人権政策への反発が背景にあり，出席する主要国首脳の数は近年の五輪では最低レベルになるとみられている。

米国は17日，オバマ大統領とミシェル夫人，バイデン副大統領の開会式と閉会式への不参加を発表。ドイツのガウク大統領，フランスのオランド大統領とファビウス外相，欧州連合（EU）の欧州委員会で人権問題を担当するレディング副委員長も欠席を決めた。

国家の威信をかけてホストを務めるプーチン政権は相次ぐボイコットに神経をとがらせている。プーチン大統領は10月末，同性愛者の来場も歓迎する意向を示したが，人権問題が五輪に影を落とすのは避けられない見通しだ。（モスクワ＝田中孝幸）

出所：日本経済新聞2013年12月20日

出題の趣旨（課題２）

本問は，国内外の LGBT に関する制度等を題材に，多様な思想信条や政治的立場の間において広く合意形成することの利点や課題を問い，さらに，合意形成をするためのアイディアを考えさせる問題である。同性婚やパートナーシップ制度に賛成か反対かという価値判断の次元ではなく，国内外の人権課題への取組を踏まえ，政策上の利点や課題を考察することが求められる。また，国内の様々な意見や価値観を尊重するとともに，我が国が現代社会において人権を尊重する国であるという国際的な立場も考慮に入れるなど，バランス感覚が求められる。

本問は，こうした内外の様々な要因を考慮しつつ，人々の価値観が分かれる問題について論じさせることで，総合的かつバランスのとれたものの見方ができる能力を有しているかを見極める狙いがある。

課題３（選択）

1990年の湾岸戦争の過程で，我が国は資金面・物資面の協力のみならず人的側面でも積極的な国際貢献を行うべきだとの理解が国内で広く定着し，1992年に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（国際平和協力法）が施行された。国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）では，初めて陸上自衛隊施設部隊（約600名）を派遣し，平成27年２月までに，国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET），国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH），国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）など14の国連 PKO に延べ１万人ほどの要員を派遣してきた。これ以外にも，我が国は，財政面で米国に次いで高い PKO 予算分担率（全体の約11％）を負担しているほか, 輸送車両等の物資の提供や, PKO 幹部要員や文民専門家の育成等にも積極的に関与し，高い評価を受けてきた。

しかし，ここ15年間ほどで国連 PKO の任務内容が大きく変化し，それに伴って我が国に対しても航空や医療など専門性の高い分野の後方支援部隊や警察官の派遣，及び装備品の供与等について国際社会から期待されていることも事実である。このような状況を受けて，現行法制の見直しが現在重要な政治的課題の一つとして浮上している。

以上の記述及び下記の資料を基に，あなたが政策担当秘書となっている国会議員の以下の三つの疑問に具体的に答えなさい。

① ここ15年間ほどで国連 PKO の任務内容は，どのように変化してきているのか。また，それはどのような理由からか。

② ①のような変化を遂げた国連 PKO に我が国が実質的に参加しようとする場合，現行の国際平和協力法に定められた基本方針（いわゆる「参加５原則」）をどのように修正する必要があるのか。

③ ②の法改正を実施した場合に予想されるメリットとデメリットはそれぞれ何か。また，両者のうちどちらが勝ると言えるのか。さらに，そのように考える根拠は何か。

資料１　1991年以降の国連PKOの参加人数

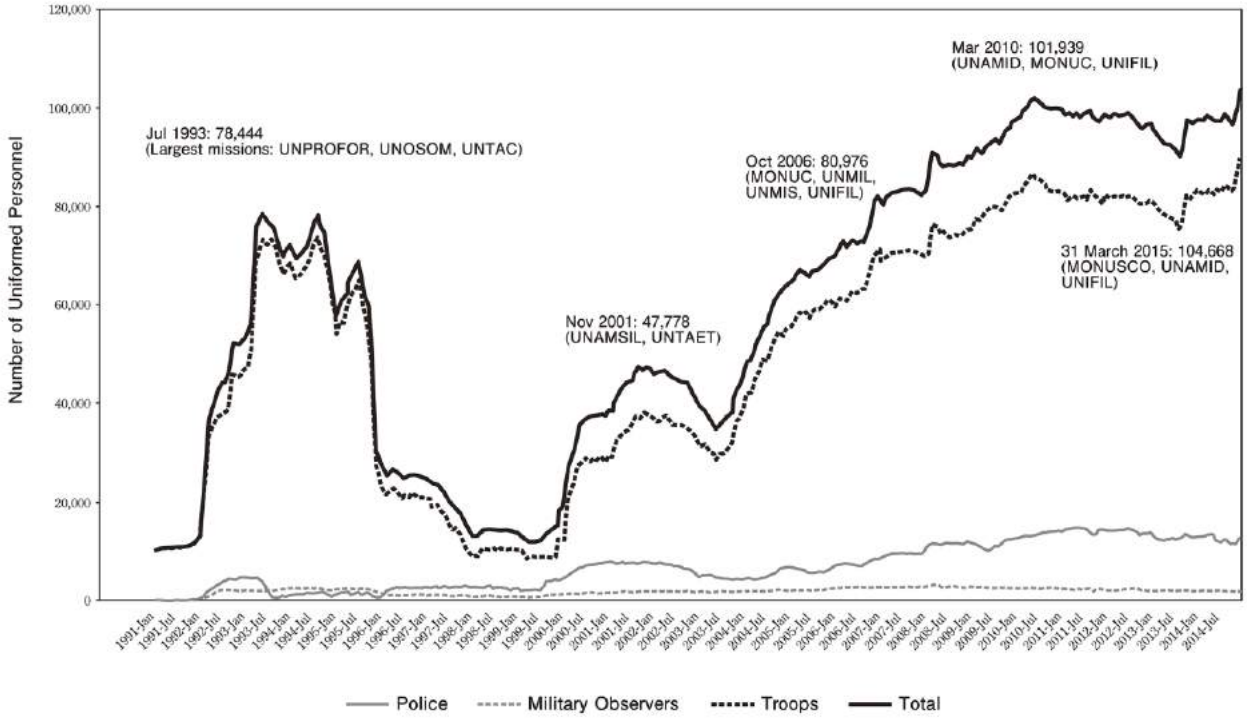

出所：国連 PKO 局ホームページを基に作成

注：UNPROFOR は旧ユーゴスラビアに派遣された国連保護軍

UNOSOM は国連ソマリア活動

UNAMSIL は国連シエラレオネ・ミッション

MONUC は国連コンゴ民主共和国ミッション

UNMIS は国連スーダン・ミッション

UNIFIL，UNMIL，UNAMID，MONUSCO については資料４を参照

資料２　国際連合平和活動検討パネル報告書（ブラヒミ報告書）（抄）

（著作権の関係により省略）

資料３　国連安全保障理事会決議2098（2013年３月28日）（抄）

9. *Decides* to extend the mandate of MONUSCO in the DRC until 31 March 2014, *takes note* of the recommendations of the Special Report of the Secretary-General on the DRC and in the Great Lakes Region regarding MONUSCO, and *decides* that MONUSCO shall, for an initial period of one year and within the authorized troop ceiling of 19,815, on an exceptional basis and without creating a precedent or any prejudice to the agreed principles of peacekeeping, include an "Intervention Brigade" consisting inter alia of three infantry battalions*, one artillery* and one Special force and Reconnaissance company* with headquarters in Goma, under direct command of the MONUSCO Force Commander, with the responsibility of neutralizing armed groups as set out in paragraph 12 (b) below and the objective of contributing to reducing the threat posed by armed groups to state authority and civilian security in eastern DRC and to make space for stabilization activities;

*infantry battalion：歩兵大隊

*artillery：砲兵隊

*Reconnaissance company：偵察中隊

資料４　国連PKOの展開状況

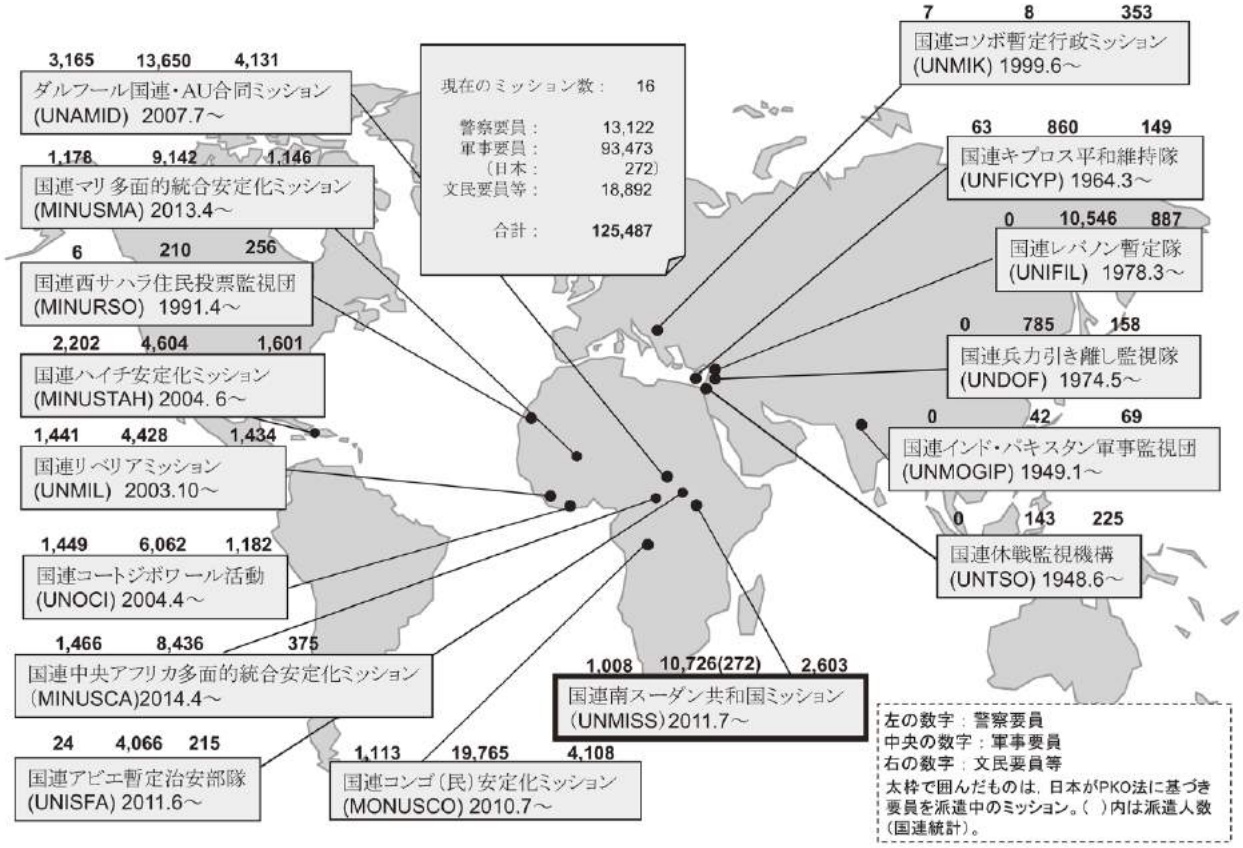

（※）我が国はPKO法に基づきUNMISS（南スーダン）に357名の要員を派遣中。ただし，右我が国要員のうち，国連によって経費が賄われない要員は，国連統計上の要員数に含まれない。

出所：外務省ホームページ

資料５　2014年の脆弱国家指数が100を超えた国々

南スーダン	112.9
ソマリア	112.6
中央アフリカ	110.6
コンゴ民主共和国	110.2
スーダン	110.1
チャド	108.7
アフガニスタン	106.5
イエメン	105.4
ハイチ	104.3
パキスタン	103.0
ジンバブエ	102.8
ギニア	102.7
イラク	102.2
コートジボワール	101.7
シリア	101.6
ギニアビサウ	100.6

出所：Fund for Peace ホームページ

注：Fragile States Index（脆弱国家指数）は，人口圧力，貧困，人権など12の項目についてそれぞれ10を最悪とする指数で表し，各項目の指数を合計したものである。80以上90未満が“Very High Warning,”90以上100未満が“Alert,”そして100以上が“Very High Alert”になっている。

資料６　国連 PKO 活動に伴う死者の推移（1991年以降）

（単位：人）

	Accident	Illness	Malicious Act	Other	Total
1991	6	4	3	2	15
1992	27	13	16	3	59
1993	83	34	127	8	252
1994	60	28	71	9	168
1995	67	16	34	9	126
1996	24	16	11	4	55
1997	30	10	5	4	49
1998	19	3	12	3	37
1999	18	9	11	1	39
2000	16	21	18	5	60
2001	29	32	6	5	72
2002	33	41	7	7	88
2003	32	43	30	3	108
2004	47	60	7	3	117
2005	31	67	25	8	131
2006	21	65	18	4	108
2007	23	52	11	4	90
2008	43	71	16	6	136
2009	34	52	16	19	121
2010	122	38	11	2	173
2011	37	55	16	7	115
2012	25	49	22	16	112
2013	15	47	36	11	109
2014	29	50	39	8	126
2015	16	8	4	3	31
Total	887	884	572	154	2497

出所：国連 PKO 局ホームページを基に作成

資料７　我が国の PKO 参加５原則

１．紛争当事国の間で停戦の合意が成立していること。

２．当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。

３．当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく，中立的立場を厳守すること。

４．上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には，我が国から参加した部隊は撤収することができること。

５．武器の使用は，要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

出所：外務省ホームページ。

出題の趣旨（課題３）

本問は，ここ15年間ほどで変化してきた国連 PKO の任務について説明させ，さらに，そのような国連 PKO に我が国が実質的に参加しようとする場合に，現行の国際平和協力法に定められた「参加5原則」をどのように修正する必要があるかなどを問う問題である。現在展開されている国連 PKO には伝統的役割を超えた任務が要請されており，その要請に応えるために「参加5原則」をどのように修正するかを説明する必要がある。また，国際平和協力法を改正するメリット・デメリットについて，人道的な危機の回避といった国際社会の要請，我が国の国連における地位の向上，戦闘に巻き込まれるリスクなどを踏まえて検討することが求められる。

本問は，国際社会の状況を踏まえた我が国の対応の在り方を論じさせることで，問題点を把握する能力や総合的なものの見方ができる能力を有しているかを見極める狙いがある。